

地方自治法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、社会福祉住居施設に関する事務についての大都市等の特例を定めるなど、所要の改正を行うものとする。

(本則関係)

第二 この政令は、令和二年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)